令和7年9月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和7年9月26日(金) 開会 午後1時30分 閉会 午後3時30分

2 開催場所

尾張旭市役所 講堂1 (南庁舎3階)

3 出席委員農業委員10名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員 事務局長、事務局次長、係長、主査、主事

7 議題等

第13号議案 地域計画の変更について

第14号議案 農用地利用計画の変更について

第15号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項12 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

報告事項13 農地法第18条第6項の規定による通知について

8 会議の要旨

会	長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございま
		す。
		それでは、ただいまの出席委員は、10名です。
		定足数に達しておりますので、これより9月の農業委員会総会を開催
		します。
		これより議事に入ります。
		総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させてい
		ただきますが、ご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声】
会	長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事
		録署名者は、松原昭平委員、水野郁代委員にお願いをいたします。
		本日の付議事件は、第13号議案「地域計画の変更について」が1件、
		第14号議案「農用地利用計画の変更について」が2件、第15号議案
		「農地法第5条の規定による許可申請について」が2件でございますの

Γ.	T
会 長	それでは早速ですが、第13号議案「地域計画の変更について」及び
	第14号議案「農用地利用計画の変更について」です。
	こちらは、関連のある案件のため、一括審議します。
	事務局より説明をお願いします。
係 長	それでは、第13号議案「地域計画の変更について」及び第14号議
	案「農用地利用計画の変更について」説明します。
	まず第13号議案「地域計画の変更について」ですが、地域計画策定
	後の目標地図の耕作者の変更について、今回が初めてとなりますので、
	流れを説明します。
	農業経営基盤強化促進法第19条第6項において「地域計画を変更し
	 ようとするときは、あらかじめ農業委員会の意見を聴かなければならな
	 い。」とされており、農地転用や農振除外等により耕作者がいなくなっ
	たり、変更が生じた時に農業委員会のご意見をいただきます。
	農業委員会で議決された後は、地域計画の変更の後、農振除外、農地
	転用を行う流れとなります。
	農振除外、農地転用のための地域計画の変更は事前に行う必要があり
	ますが、農地のまま耕作者のみ変更がある場合は事後でよいため、年度
	末に一括で行うことを予定しています。
	以上、簡単ではございますが、地域計画区域内の青地農地の農振除外
	に関する流れの説明でございました。
	それではまず、地域計画の変更について担当より説明させていただき 、、
	ます。
事務局	【変更案の説明(第13号議案)】
係 長	続きまして、第14号議案「農用地利用計画の変更について」説明し
	ます。
	この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画
	を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条
	の2第2項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くもので
	│ │ございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。
	 なお、申請が2件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審
	議をお願いいたします。
	【番号1 調書を朗読(第14号議案)】
	番号1の説明は以上でございます。
	また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満た
	す理由について、担当より説明させていただきます。
 事務局	【変更内容個別検討調書説明】
4 4/4/1/4	番号1の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。
会 長	それでは、番号1を調査されました委員の方から調査結果の報告をお
→ ×	
	願いします

F	
横井利夫	9月17日に水野政起委員、9月19日に水野洋子委員と私で現地を
委 員	調査しました。
	申出地については大久手町中松原地域にあり、旭丘小学校を南へ50
	m程進んだ先のT字路を、東に20m程進んだところに位置しておりま
	す。北側が道路、東側及び南側が宅地であり、周辺には農地が点在して
	おります。
	転用目的は農家住宅の建設です。申出者は、専業農家として長期的に
	農業へ従事しており、地域との関わりもあり、現在の借家以外に住宅を
	所有していないため、農家住宅と認められると考えています。
	土地の選定理由についても、申出地に農家住宅を建てることで今後の
	耕作や出荷の作業が効率的になるということです。
	周辺農地への影響という点について、水田への配水については今まで
	通りになるうえ、申出地に係るその後の農水路維持管理についても申出
	者が責任をもつ旨の誓約書があるため問題ないと思います。以上のこと
	から調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。よろし
	くご審議お願いします。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。
	第13号議案及び第14号議案番号1について、何か意見及び質問は
	ございませんか。
	【質疑応答】
松原昭平	本件の申出者ですが、主に借りている農地は本地ケ原地区と思います
委 員	が、本当に濁池地区での建築でよいのでしょうか。
横井利夫	出荷先や今後の耕作について効率的になるように考慮した結果、本件
委 員	申出地が最も適していたということです。
飯沼勝則	農地パトロールをしておりますと、本件の申出者が耕作をしている農
委 員	地のうち、雑草が繁茂していると思わしき農地があります。
	申出地に農家住宅を建築することができますと、耕作の効率がよくな
	ることで、今まで手が付けられなかった部分についても、改善する余裕
	ができるのではないかと思います。
会 長	他に意見及び質問もないようですので、これより採決に移ります。第
	13号議案及び第14号議案番号1について、地域計画の変更について
	は、地域計画の区域から除外して差し支えない、農振除外については「や
	むを得ない」ということに賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員(または挙手多数)】
会 長	挙手全員(挙手多数)により、番号1について賛成することに決定し
	ました。
	続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【変更内容個別検討調書説明】
	番号2の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。

会 長	それでは、番号2を調査されました委員の方から調査結果の報告をお
	願いします
荒谷弘美	9月19日に柗原圭子委員と現地を調査しました。
委 員	申出地は図書館通りを南進した西の野町五丁目交差点南東に位置し
	ています。周辺一帯は水田であり稲作が行われています。
	本件は、クリニック建設の計画により農振除外の申出があったもので
	す。
	周囲に各種診療所がありますが、本件はペインクリニックであり専門
	的な医療機関ということであり、当申請地の周りには同種のクリニック
	はありません。
	土地選定に際しては、主要幹線道路に面し、通院の利便性が非常に良
	く、地域に根ざした医療を実現するために、今回の申出場所が最適であ
	るということです。
	周辺への影響について、土砂等の流出がないよう周囲をコンクリートブ
	ロックで囲みます。また、既存農地や農業用水にも影響はないため、問
	題はないと考えます。
	以上のことから調査委員の意見としては、許可相当であると考えられ
	ます。よろしくご審議お願いします。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。
	番号2について、何か質問はございませんか。
	【質疑応答】
飯沼勝則	診療科目がペインクリニックということですが、ペインクリニックは
委 員	尾張旭市内に他にありますか。
荒谷弘美	今のところありません。
委 員	専門的な医療機関になると思います。
森下幸夫	今回の診療所に併設される薬局はありますか。
委 員	
事務局	今回の申請地に建設予定はありませんが、本件申請地の道路を挟んで
	西側に既設の薬局があるため、問題ありません。
横井利夫	今回の診療所建設に伴って新たに医療法人を設立する予定はありま
委 員	すか。
事務局	本件の申請にあたって、新たに医療法人を設立するという話は伺って
	おりません。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。番号2について、「や
	むを得ない」ということに賛成のかたは挙手をお願いします。
委員	【挙手全員(または挙手多数)】
会 長	挙手全員(挙手多数)により、番号2について賛成することに決定し
	ました。
	続いて、第15号議案「農地法第5条の規定による許可申請につい
Ĺ	

	て」 東数目上り前田なお願いします
<i>IS.</i> □	て」、事務局より説明をお願いします。
係長	それでは、第15号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。
	この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請
	 があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請
	 内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が 2
	件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいた
	します。
	【番号1 調書を朗読】
	また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、
	特に他法令の申請はございません。
	農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委
	員の方から説明をよろしくお願いします。番号1の説明は、以上でござ
	います。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いしま
	す。
森下幸夫	9月19日に水野郁代委員と現地を調査しました。
委 員	本件は6月定例総会にて、農用地利用計画の変更について承認いただ
	いた案件です。当該農地について農地転用の申請があったものです。
	旭南線の東印場町交差点から150mほど東に進んだ一本目を右折
	した南東に位置しております。市街化調整地域で、西側は竹林、東
	側は畑と住宅、南側は駐車場があり、北側には二反田地区の集
	落が広がっております。
	登記簿地目は畑で現況地目は雑種地の駐車場です。転用目的は、老人
	介護保健施設の駐車場として利用するために今回転用するものです。申
	請理由は、当該施設が平成4年に増設して以後スタッフが100人を超
	え、また入所者の面会家族等の駐車などで駐車場が必要になったため、
	やむを得ず駐車場として使用していた経過がありました。高齢者用の介
	護施設であり、駐車場は近くに設置する必要があり、土地選定も他に行
	っていますが、耕作中である等の理由で断られており、ほかに適地があ
	りませんでした。
	申請地周辺農地への影響について、土地造成は整地するのみであり、
	汚水配水設備等の設置予定はありません。また、雨水の排水については
	これまでと同様に自然浸透とするため問題ありません。
	本件については始末書が添付されております。18年前から現況の駐
	車場として使用しているため、本来であれば違反転用を解消する必要が
	ありますが、許可要件をすべて満たすものであると判断できます。
	以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、
	許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。

会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。
	番号1について、何か質問はございませんか。
	【質疑応答】
 飯沼勝則	現況は雑種地ですか。
委員	JUDITO APPLIEZE C / N o
森下幸夫	18年前から駐車場であり、現況は雑種地です。
委 員	
松原昭平	申請地には大きな木が生えていたと思いますが、どうするのでしょう
委 員	゚ゝ。
森下幸夫	まだ何本か生えていますが、邪魔になっているものから順次伐採して
委 員	いく方針だそうです。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。
	番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員(または挙手多数)】
会 長	挙手全員(挙手多数)により、番号1については、許可相当とするこ
	とに決まりました。続いて、番号2について、事務局から説明をお願い
	します。
係 長	【番号2 調書を朗読】
	また、他の行政庁の許可・認可等については、仮設事務所は都市計画
	法上の建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。
	農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委
	員の方から説明をよろしくお願いします。番号2の説明は、以上でござ
	います。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いしま
	す。
松原圭子	9月19日に荒谷委員と現地を調査しました。
委 員	旭南線稲葉町東の交差点を南へ進み、稼働が始まった新工場と道路を
	挟んだ稲葉町四丁目が今回の許可申請地です。
	借受人は大手ゼネコンであり、貸付人は10人おり、駐車場と仮設事
	務所を建てる予定であります。申請理由については尾張旭第二生産棟の
	建設工事に必要な仮設事務所及び作業員等の駐車場が必要なためとい
	うことで、期間は令和9年10月末日までの2年間の一時転用です。
	排水については、浄化槽を設置し雨水とともに北側道路対側の側溝に
	流す予定です。
	北側と南側は道路であり四角形の土地となります。
	申請地の選定理由については、大手ゼネコンが建設工事を施工するに
	あたって必要となる仮設住宅と駐車場が設置可能な面積、計画地から徒
	歩10分圏内であること等から選定した結果、本件の申請地になったと
	いうことです。

	2年後に農地を復元し元の状態に戻さなければならないため、誓約書
	も添付されております。あらかじめ復元費用が見込まれているととも
	に、土地所有者全員の委任状も添付されており問題ないと思います。
	以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、
	本件の一時転用について許可相当と考えます。よろしくご審議お願いし
	ます。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。
	番号2について、何か質問はございませんか。
	【質疑応答】
柗原圭子	今回の工事スケジュールについて、本当に2年間で可能でしょうか。
委員	
事務局長	1棟目の工場を建設する際は、土地の造成に大変時間がかかりました
	が、今回は造成後の土地の上に建設するところから始めるため、2年間
	で建設するという予定で伺っております。
飯沼勝則	一時転用する農地には耕作者がいると思いますがどうなるのでしょ
委員	うか。
係長	ジャッ
	後にまた中間管理事業で貸借することになると思われます。
	機によた中間自選事業で質値することになると述われます。 農地復元誓約書について、3,000㎡以下のものとなっていますが、
荒谷弘美 委 員	
	この書類で問題ないのですか。
事務局	農地復元誓約書については2種類ありまして、今回提出のあった「3,
	000㎡以下のもの、または土地の掘削を伴わない場合」と「3,00
	0㎡以上または掘削を伴う場合」がありますが、あらかじめ県に確認し、
	本件については前者で提出するように回答があったため、問題ありませ
	h.
会長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。
	番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。
会 長	挙手全員(挙手多数)により、番号2については、許可相当とするこ
	とに決まりました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。
	次に報告事項に移ります。
	報告事項12「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決につ
	いて」、事務局より説明をお願いします。
係 長	それでは、報告事項12「農地法第4条及び第5条の規定による届出
	の専決について」説明させていただきます。
	1としまして、農地法第4条の規定による届出が、1件で189平方
	メートル、主な概要は東大道町地内で露天駐車場1件です。
	2としまして、農地法第5条の規定による届出が、6件で1,075.
	61平方メートル、主な概要は北原山町地内外で一般個人住宅2件、露

	天駐車場1件、道路2件、商業サービス1件です。
	これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事
	務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上で
	す。
会 長	続きまして、報告事項13「農地法第18条第6項の規定による通知
	について」事務局より説明をお願いします。
係 長	それでは、報告事項2「農地法第18条第6項の規定による通知につ
	いて」説明させていただきます。
	農地法第18条第6項において、「農地の賃借権につき合意による解
	約をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならない。」とさ
	れていることから、農地中間管理事業による農地賃貸借について合意解
	約があったため、農地法第18条第6項の規定により農業委員会に通知
	があった旨を報告するものです。
	【調書説明】
	調書の説明は以上でございます。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。
	【質疑応答】
柗原圭子	中間管理事業での賃料が記載されていますが、これは年額ですか。
委 員	
係 長	こちらは年額です。
会 長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了い
	たしました。
	その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にございません。
会 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。
	次回農業委員会は10月28日(火)午後1時30分から講堂1にて
	開催を予定しております。
	これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでござ
	いました。
<u> </u>	I